

宇治市教育委員会臨時会会議録

日 時 令和2年2月28日（金） 午前8時00分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

会 議 日 程

- 日程第1** 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 議案第2号 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を幼稚園等の休日とする規則を廃止する規則を制定するについて
日程第4 議案第3号 宇治市立幼稚園就園指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱を制定するについて
日程第5 議案第4号 宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱を廃止する要綱を制定するについて
日程第6 議案第5号 宇治市就学指導委員会規則の一部を改正する規則を制定するについて
日程第7 議案第6号 令和2年度宇治市教育の重点を策定するについて
日程第8 議案第7号 令和2年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について（議会からの意見聴取）
日程第9 議案第8号 令和2年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について
日程第10 議案第9号 教職員を任免するについて

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

教 育 長 岸 本 文 子
(教育委員)

教育長職務代理者 加 賀 爪 毅
委 員 金 丸 公 一
委 員 中 筋 斉 子
委 員 小 山 栄 子

(出席職員職氏名)

部 長 伊 賀 和 彦 副 部 長 上 道 貴 志
教育支援センター長 市 橋 公 也 教育総務課長 栗 田 益 典

生涯学習課長	久泉 昭人	学校教育課長	吉田 秀平
教育総務課副課長	吉川 貴之	学校管理課副課長	佐藤 勇宏
生涯学習課副課長	宮本 義典	学校教育課副課長	渡邊 和孝

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	加藤 冬子	教育総務課主事	奥田 峻也
-------------	-------	---------	-------

開 会 (午前8時00分)

○**開会宣言** 教育長が2月教育委員会臨時会の開会を宣言する。

○**日程第1** 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、金丸委員を指名する。

○**日程第2** 会期について

教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

○**日程第3** 議案第2号 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を幼稚園等の休日とする規則を廃止する規則を制定するについて

[説明] 現時点で規則を適用することがないため、規則を廃止するものである。

[質疑] なし

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**日程第4** 議案第3号 宇治市立幼稚園就園指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱を制定するについて

[説明] 就園指導委員会の役割について、早期からの教育相談・支援のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点の必要性から、委員会の目的の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改正内容は、第1条の目的及び設置を「指導及び助言」から「教育上必要な就園支援を行う」旨に改正し、名称を「宇治市立幼稚園就園指導委員会」

から「宇治市立幼稚園就園支援委員会」へ変更するとともに、第2条に「就学後の教育的支援についての助言」を加え、その他字句の整理を行うものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**日程第5** 議案第4号 宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱を廃止する要綱を制定するについて

[説 明] 令和元年10月から実施している幼児教育の無償化に伴って、令和2年3月31日限りで本要綱を廃止するとともに、それまでに交付決定を受けた者に関しての経過措置を設けるものである。

補助対象期間は9月末で終了しているが、補助対象期間の経過後も転出等による再計算で補助額が変更する必要があるほか、補助対象者からの事業終了報告書の提出期限が本年3月31日までとなっているため、今回の日程での提出となる。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**日程第6** 議案第5号 宇治市就学指導委員会規則の一部を改正する規則を制定するについて

[説 明] 就学指導委員会の役割について、早期からの教育相談・支援のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点の必要性から、委員会の目的の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改正内容は、第1条の目的及び設置において「個々の教育的必要に応じた就学指導」から「教育上必要な就学支援を行う」旨に改正し、名称を「宇治市就学指導委員会」から「宇治市就学支援委員会」へ変更するとともに、第2条に「就学後の教育的支援についての助言」を加え、その他字句の整理を行うものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**日程第7** 議案第6号 令和2年度宇治市教育の重点を策定するについて

[説 明] 「宇治市教育の重点」は、各学校（園）や社会教育など、本市における教育の進捗状況を把握して、令和2年度本市教育の重点事項を示すとともに、教育活動の指針とするため策定するもので、令和2年度の教育の重点について、「宇治市教育振興基本計画」を踏まえ、国・府・市の動向に合わせた内容としている。

「宇治市教育の方針」については、「宇治市教育振興基本計画」の計画期間を念頭に置いた中長期的方針であり、学校教育と社会教育を融合させ方針化している。このため内容面の変更はしていない。

「学校教育の重点」の主な変更点については次のとおりとなっている。

1つには、「令和2年度の努力点」について、小学校における新学習指導要領の全面实施を踏まえ、文言整理をしている。

2つには、「学力の充実・向上と個性を伸ばす教育の推進」について、特色ある学校づくりにおけるコミュニティ・スクールの導入準備に向け、文言整理をするとともに、学習指導において、学習指導要領の趣旨に基づき学習評価に関わる記述を変更している。また、学校図書館等の役割を明確にし、言語活動の充実を図るため、図書館教育の項を新設している。

3つには、「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」について、体育・スポーツ活動において、「宇治市部活動指導指針」の策定に伴い文言整理をしている。

4つには、「社会の変化に対応する教育の推進」について、情報教育において、「教育の情報化の手引き」に基づき文言整理をしている。

「令和2年度 社会教育の重点」の主な変更点については、次のとおりとなっている。

1つには、令和2年度の努力点について、スポーツに関する記載を削除している。

2つには、「生涯学習社会の実現」について、事業の方向性に沿った内容となるよう、「公民館のあり方の方針決定」を「生涯学習をより一層推進するための仕組みの構築」と修正している。

3つには、「人権教育の幅広い展開」について、スポーツに関する記

載を削除する。

4つに、「家庭・地域の教育力の向上」について、「親のための応援塾」に重点的な取り組みをしていないことから、取り組みの実態に沿った内容となるように、文言を修正・削除している。また、「宇治青少年こころの電話」について、事業見直しがあったため削除している。

5つに、「スポーツ・文化の振興」については、スポーツに関する記載をすべて削除し、歴史と文化の継承・活用について、宇治市教育振興基本計画の推進施策を基にした項目を挿入している。

以上の変更点に準じて、概要版についても改訂している。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**日程第8** 議案第7号 令和2年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について（議会からの意見聴取）

[説 明] 本議案は、令和2年3月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づき、宇治市議会議長から聴取されているものである。「議案第23号 宇治市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定するについて」であるが、本条例の制定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、2月7日の教育委員会定例会において、令和2年3月宇治市議会定例会提出議案として諮ったもので、学校における体育に関することを除くスポーツに関する事務を市長が管理し、執行することとしたものである。

教育委員会が管理・執行する事務について、条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理・執行する場合、第29条の意見聴取に加えて、第23条第2項の規定により、議会の議決前に意見聴取が必要なため、諮るものである。内容について、2月7日に諮ったものと変更はない。

[質 疑]

[委 員] 議案について、京都府や京都市でも実施しているように、スポーツに関する事務を市長部局へ移管することは、地域振興や健康増進などを合わせて、これをさらに進めてもらうには大変いいことだと思うので、スムーズに進めてもらえたらありがたいと思う。

[委 員] 宇治市教育の重点の社会教育のところでもスポーツに関する項目が削除されたが、所管が市長部局になったとはいえ、スポーツも生涯学習の一つのテーマであると思うので、これまでもスポーツ推進はスポーツの関係団体と連携して一緒にしてきた。特にスポーツ協会や体育振興会との関係も所管が変わったと言え、大事にして連携し、スポーツ振興に関わっていたらと思うのでよろしくお願ひしたい。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**日程第9** 議案第8号 令和2年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

教育長より、本件は宇治市議会提案前の案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説 明] 本議案は、令和2年3月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、宇治市長から聴取されているものである。

まず、「令和元年度宇治市一般会計補正予算（第6号）」について、平成30年度の国補正予算の追加に伴う事業費の前倒し分の減額並びに令和元年度の国当初予算の追加交付決定による、トイレ・ライフライン改修や体育館等非構造部材耐震改修工事に係る事業費の増額及びその他事業費の整理、財源の調整である。

次に、文部科学省が進めている、児童生徒に1人1台のパソコンまたはタブレット端末及びそれらを活用する通信ネットワークを一体的に整備する、いわゆる「GIGA スクール構想」の実施に向け、令和元年度の国補正予算を活用し、端末を収納する電源キャビネットの整備費用を小学校コンピュータ教育充実事業費及び中学校コンピュータ教育充実事業費に合わせて1億3979万4千円を追加し、同額の繰越明許費を設定するものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○日程第10 議案第9号 教職員を任免するについて

教育長より、本件は人事の案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説 明] 本議案は、定期人事異動に伴う府費負担教職員の管理職の任免について、京都府教育委員会に内申するため、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第2条第1項第1号に基づき提案するものである。

小学校校長人事として、神明小学校長 松本英明、西小倉小学校長 堀井眞、北小倉小学校長 藤井宣夫、南小倉小学校長 藤田明男、大久保小学校長 荻野修司、宇治小学校兼黄檗中学校長 原田繁、三室戸小学校長 徳田雅人、岡屋小学校長 谷口喜一、御蔵山小学校長 川井利彦が定年退職する。笠取小学校長 林口泰之が形式退職し、宇治市教育委員会教育部教育支援センター長として京都府教育委員会から割愛する。

西大久保小学校長の後任として現棚倉小学校長 河野収、岡屋小学校長の後任として現青谷小学校長 岸田和男が転入する。

宇治小学校兼黄檗中学校長の後任として現宇治市教育委員会教育部教育支援センター長 市橋公也、菟道第二小学校長の後任として現笠取第二小学校長 井上浩、神明小学校長の後任として現北槇島小学校長 辻弘一を、槇島小学校長の後任として現木幡小学校長 福地裕之、木幡小学校長の後任として現菟道第二小学校長 田中多賀子、御蔵山小学校長の後任として現西大久保小学校長 濱田昌一を転補する。

北槇島小学校長の後任として現北槇島小学校教頭 信太義光、西小倉小学校長の後任として現宇治市教育委員会教育部教育支援センター学校教育課副課長 渡邊和孝、北小倉小学校長の後任として現木幡中学校教頭 中野正彦、南小倉小学校長の後任として現西小倉小学校教頭 安田哲朗、大久保小学校長の後任として現大開小学校教頭 島田尚明、三室戸小学校長の後任として現槇島中学校教頭 高瀬直樹、笠取小学校長の後任として現笠取小学校教頭 小槌晶乃、笠取第二小学校長の後任として現平盛小学校教頭 石原和彦を、昇任・採用する。

中学校校長人事として、宇治中学校長 南享、北宇治中学校長 松元伸祥、槇島中学校長 瀬野克幸、西小倉中学校長 久保田正宏、西宇治中学校長 岩崎正樹が定年退職する。

宇治中学校長の後任として現槇島小学校長 田中康、北宇治中学校長の後任として現黄檗中学校副校長 吉田英二、槇島中学校長の後任として現

東宇治中学校教頭 不破真紀、西小倉中学校長の後任として現西小倉中学校教頭 平岡順一、西宇治中学校長の後任として現西宇治中学校教頭 中井良幸を、昇任・採用する。

副校長人事については、黄檗中学校副校長の後任として現黄檗中学校教頭 上田智子を昇任転補する。

小学校教頭人事については、木幡小学校教頭 藤田祥尚が形式退職し、宇治市教育委員会教育支援センター学校教育課総括指導主事として京都府教育委員会から割愛する。

伊勢田小学校教頭の後任として現菟道小学校教頭 山根徳子、西小倉小学校教頭の後任として現大久保小学校教頭 井上智子、大開小学校教頭の後任として現菟道第二小学校教頭 吉田周晃、平盛小学校教頭の後任として現岡屋小学校教頭 小野由美子を、転補する。

菟道小学校教頭の後任として現宇治小学校主幹教諭 吉野美穂子、大久保小学校教頭の後任として現大久保小学校主幹教諭 葛山雅、笠取小学校教頭の後任として御蔵山小学校主幹教諭 中村亘宏を、昇任・転補する。

菟道第二小学校教頭の後任として現菟道第二小学校教諭 山田健、北槇島小学校教頭の後任として現神明小学校教諭 吉村祥代、小倉小学校教頭の後任として現小倉小学校教諭 坂一真、西大久保小学校教頭の後任として現槇島小学校教諭 飯田晴孝、岡屋小学校教頭の後任として現岡屋小学校教諭 向井毅、木幡小学校教頭の後任として現宇治市教育委員会教育部教育支援センター学校教育課指導主事 瀬戸俊輔を、昇任・転補・採用する。

中学校教頭人事については、槇島中学校教頭の後任として現伊勢田小学校教頭 松野直記、西小倉中学校教頭の後任として現北宇治中学校教頭 堀井聡、西宇治中学校教頭の後任として現小倉小学校教頭 大川透、東宇治中学校教頭の後任として現南宇治中学校教頭 杉本清彦を、転補する。

南宇治中学校教頭の後任として現広野中学校主幹教諭 土井加津美、黄檗中学校教頭の後任として現東宇治中学校主幹教諭 齋藤英司を、昇任・転補する。

北宇治中学校教頭の後任として現北宇治中学校教諭 服部京子、木幡中学校教頭の後任として現木幡中学校教諭 加藤洋之を、昇任・採用する。現京都府教育委員会学校教育課 辻本直文を槇島中学校教頭、現京都府教育委員会学校教育課 菊井雅志を広野中学校教頭に、採用する。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

